

生駒市訓令甲第9号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月28日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「出張命令」を「宿泊を伴う出張命令」に改め、同号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とし、同条第7号中「500万円以上2,000万円未満」を「1,000万円以上3,000万円未満」に改め、「関すること」の次に「（次条第1号に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第8号中「50万円未満」を「50万円以上200万円未満」に改め、「関すること」の次に「（次条第2号に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第6号とし、同条第9号中「200万円」を「500万円」に改め、「関すること」の次に「（次条第3号に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第10号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件5,000万円以上1億円未満のものに関する事（次条第6号に係るものを除く。）。

第8条第11号中「500万円以上2,000万円未満」を「1,000万円以上3,000万円未満」に改め、「支出負担行為」の次に「（次条第7号及び第10条第16号に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第10号とする。

第9条第1項第1号を次のように改める。

(1) 予定価格 2,000 万円未満の工事の施行に関すること。

第 9 条第 1 項第 5 号中「1,000 万円」を「2,000 万円」に改め、同号後段を削り、同号を同項第 7 号とし、同項第 4 号中「教育委員会の所管に係る」を削り、同号を同項第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1 件 8,000 万円未満のものに関すること。

第 9 条第 1 項第 3 号中「教育委員会の所掌に係る事項に関する」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「教育委員会の所管に係る」を削り、「200 万円」を「800 万円」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 1 件 100 万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関すること。

第 9 条の 2 第 1 項第 14 号中「500 万円」を「1,000 万円」に改め、同号を同項第 18 号とし、同項第 13 号を同項第 15 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(16) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1 件 5,000 万円未満のものに関すること。

(17) 支出負担行為（市長、副市長及び消防長の決裁に係るものに限る。）の減額に関すること。

第 9 条の 2 第 1 項第 12 号中「200 万円」を「500 万円」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 11 号中「500 万円」を「1,000 万円」に改め、同号を同項第 12 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(13) 1 件 50 万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関すること。

第 9 条の 2 第 1 項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 消防長の出張命令に関すること(第8条第3号に係るものを除く。)

第10条第1号中「、命令及び滞納処分」を「及び命令」に改め、同条第14号中「1件100万円以上500万円未満」を「滞納処分、欠損処分及び1件100万円以上1,000万円未満」に改め、同号を同条第18号とし、同条第13号を同条第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

(16) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件100万円以上5,000万円未満のものに関すること。

(17) 支出負担行為(市長、副市長及び部長の決裁に係るものに限る。)の減額に関すること。

第10条第12号を同条第14号とし、同条第11号中「200万円」を「500万円」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号中「500万円」を「1,000万円」に改め、同号を同条第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 1件50万円未満の財産(物品を除く。)の交換及び処分に関すること。

第10条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 部長の出張命令に関すること(第8条第3号に係るものを除く。)

第12条第5号及び第13条第4号中「第10条第10号から第14号まで」を「第10条第11号から第18号まで」に改める。

第19条第1項第4号及び第20条第4号中「第10条第6号」を「第10条第7号」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。